

松阪安衛月報

3月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

三重県内

『労災死亡事故 非常事態宣言』

が発令されました

三重県内における労災死亡事故の発生は、3月8日現在で、7人（墜落転落2人、激突され2人、交通事故2人、はさまれ巻き込まれ1人）と、前年同期と比較して6人増加し、前年を大幅に上回るペースで推移している。また、休業4日以上の上の死傷災害は、2月末日現在で244人、前年同期と比較して21人増（+9.4%増）となっている。

労働災害は、いかなる状況においてもあつてはならないものであり、上記の労災死亡事故の発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要がある。

労使をはじめ、関係者が一体となって取組を進めることにより、死亡災害の撲滅を切に願う。

よって、ここに労災死亡事故多発に対する非常事態宣言を発令する。

三重労働局長 金尾文敬

松阪労働基準監督管内では、令和3年から現在までの間、労災死亡事故は発生していませんが、引き続き、労災死亡事故を防ぐため、積極的に事業場内の安全衛生活動を推進して下さい。

自殺防止対策

に取り組みましょう

厚生労働省の労働基準行政では、過労死等防止対策推進法に基づき、業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺を防止するための対策に取組んでいます。が、厚生労働省の社会・援護行政においても自殺対策に関する取組が行われており、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定め「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。

メンタルヘルス不調の要因として、職場やプライベートの人間関係等、様々なものがあります。自身で行えるメンタルヘルスケアを行うことも大切です。また、身の周りに悩んでいる人がいた場合には、それに気づき、声かけなどが適切に行える人（ゲートキーパー）となることも、悩んでいる人の不安・悩みを和らげることに繋がります。

働く人のメンタルヘルスについては「こころの耳」等のポータルサイト・資料を活用してください。

こころの耳はこちら↓



「まもろうよ こころ」のサイトはこちら↓バナーをクリック、QRコード

あなたの声を聴かせてください。

いのちを支える 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ゲートキーパーの心算

ゲートキーパー手帳のQRコード

身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト（共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会）を、松阪・多気地区の未就学児から募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、応募作品を紹介しています。



<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>

松阪労働基準監督署 お知らせ

検索



プッシュアップ型換気装置の構造と性能 『7つのルール』について

松阪労働基準監督署では、プッシュアップ型換気装置を使用して有機溶剤の蒸気を排気している事業場及び装置導入を予定している事業場向けに、プッシュアップ型換気装置の構造と性能に関するリーフレットを作成しました。

構造と性能については『7つのルール』（労働省告示）が定められており、有機溶剤の蒸気による健康障害を防止するための基準となっています。

作業場で適切に装置が配置されているか、しっかりと有機溶剤の蒸気を吸引する性能が保たれているか等、定期自主検査時や安全管理者・衛生管理者による巡視の際にリーフレットを活用して確認を行いましよう。



リーフレットのQRコードは、左下のQRコードです。

松阪署管内における労働者の死傷者数 令和5年2月末速報

令和4年の死傷者数は前年同期より19人増加の265人

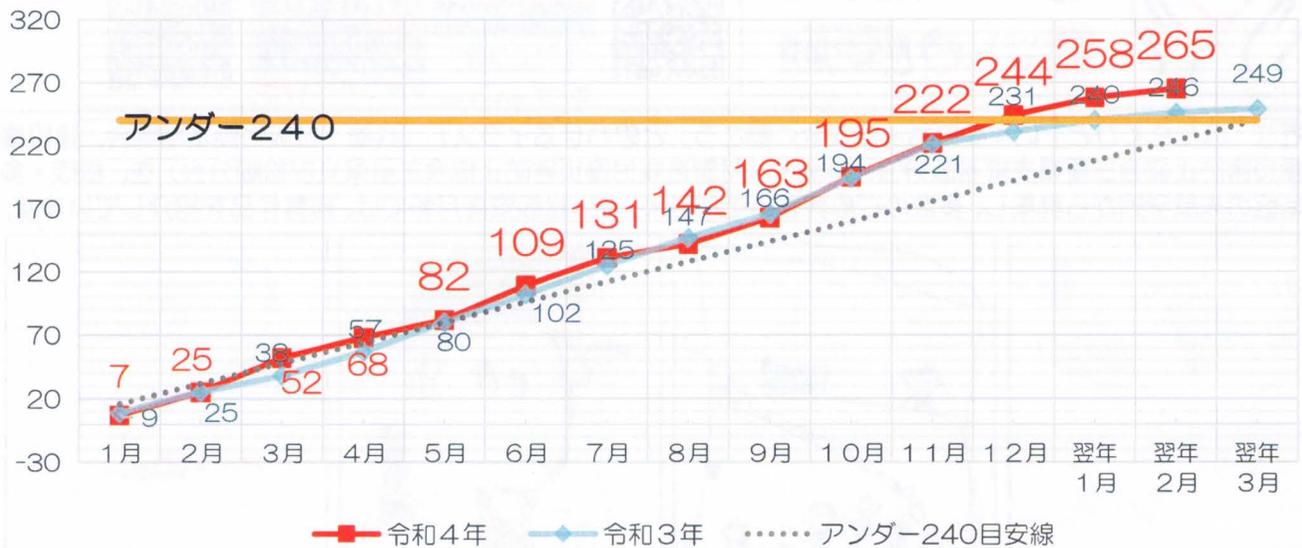
令和5年の死傷者数は前年同期と同数の25人

令和4年に発生した休業4日以上の死傷者数は前年同期より19人増加し、265人（7.7%増）となりました。

令和5年1月から2月末までの間に発生した休業4日以上の死傷者数は前年同期より±0人で25人となりました。製造業では前年同期より6人増加し、11人（120%増）となっており、他の業種においては減少となっています。

製造業では、食品加工機械・金属加工用機械等など、機械の危険箇所亲身体の一部が入るといった状況が発生しやすく（清掃中・材料や食品の詰まりを除去する）、その時に、機械を停止してから除去等の作業を行うことが重要です。機会を停止したときには、他の作業員が誤って機械を運転しないように表示を行う、運転スイッチ等に錠をかけて機械が容易に動き出さないような措置・工夫が必要です。

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>)